平成２６年（フ）第９号
千葉県安房郡鋸南町竜島188番地の10
債務者　杉井とよ子
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浜名　　泰
4　破産債権の届出期間　平成26年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月４日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２６年（フ）第１０号
千葉県安房郡鋸南町竜島188番地の10
債務者　杉井　美香
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浜名　　泰
4　破産債権の届出期間　平成26年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月４日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２６年（フ）第９号
奈良県吉野郡大淀町大字下渕2621番地
債務者　川田酒店こと　川田　豊和
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田　裕次
4　破産債権の届出期間　平成26年７月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月28日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２６年（フ）第２４８号
東京都足立区南花畑３丁目８番10号　ムーンリットＴＯＷＮＢ館202、旧住所東京都足立区青井４丁目２番５号　ランドモール302
債務者　井上　正弘
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　友田　和昭
4　破産債権の届出期間　平成26年７月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月12日午前11時45分
6　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４７１号
京都市西京区桂坤町32番地７
債務者　柴田周一郎
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　直樹
4　破産債権の届出期間　平成26年７月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月24日午後３時
6　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２１号
山形県酒田市末広町４番10号
債務者　依木　　勝
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井野裕司
4　破産債権の届出期間　平成26年７月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月８日午後２時45分
6　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第１６５号
栃木県宇都宮市西川田南１丁目１番13号
債務者　ミュージックラウンジエトワールこと　相馬　訓子
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田弘太郎
4　破産債権の届出期間　平成26年７月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年８月８日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２３２号
栃木県宇都宮市下栗町2913番地１
債務者　長谷川博也
1　決定年月日時　平成26年６月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石神　知也
4　破産債権の届出期間　平成26年７月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年８月８日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２３号
島根県出雲市白枝町1063番地　グランデ白枝Ｂ―205
債務者　原　　利明
1　決定年月日時　平成26年６月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　周藤　　滋
4　破産債権の届出期間　平成26年７月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月２日午後２時20分
6　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第１４号
石川県輪島市鳳至町鳳至丁121番地の20
債務者　大積　善也
1　決定年月日時　平成26年６月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中上　勇輔
4　破産債権の届出期間　平成26年７月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年８月28日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２６年（フ）第８５６号
横浜市都筑区東山田３丁目５番10号
債務者　山崎　愼介
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉澤幸次郎
4　破産債権の届出期間　平成26年７月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月９日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９０号
広島県福山市駅家町大字万能倉12番地２
債務者　藤井壮太郎
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　　諒
4　破産債権の届出期間　平成26年７月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月19日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１００号
静岡県伊豆市八幡20番地の１
債務者　鈴木　晴治
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊洋二郎
4　破産債権の届出期間　平成26年７月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月17日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３０６号
広島市安佐南区高取北２丁目13番28―101号　クレールまさもとＢ
債務者　松蔭　絵美（旧姓吉本）
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸川　京子
4　破産債権の届出期間　平成26年７月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月９日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
広島地方裁判所民事第４部